

大洲喜多地区医療機能最適化検討業務 公募型プロポーザル実施要領

令和7年3月

1 目的

この実施要領は、大洲喜多地区医療機能最適化検討業務（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる事業者をプロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものです。

2 業務の概要

(1) 業務名

大洲喜多地区医療機能最適化検討業務

(2) 業務仕様書

別紙「大洲喜多地区医療機能最適化検討業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結の日から令和8年3月23日まで

(4) 委託契約額の上限（消費税及び地方消費税の額を含む）

18,700,000円

ただし、この金額は、提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意してください。

(5) その他

本実施要領に基づき決定した受託候補者と詳細な業務内容及び契約条件について協議し、合意に至った後、契約を締結する。

<契約にあたっての主な留意事項>

- ① 契約にあたっては、契約書を作成し、各1通を保有する。
- ② 提案された企画内容は必要に応じて修正するものとし、そのまま委託するものではないこと。
- ③ 提案された企画内容をもとに業務委託仕様書を作成し、契約するものとする。（別添業務仕様書は業務の概要を示すものであり、最終的な業務委託仕様書の作成については受託決定後、協議のうえ作成する。）
- ④ 業務の全部又は一部について、市の承諾なしに他者に再委託することはできない。
- ⑤ 委託契約の締結に当たっては、地方自治法や大洲市会計規則をはじめとする諸規程を適用する。

3 実施形式

本プロポーザルは、公募型で実施します。

4 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしていることが必要です。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (3) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 国税及び市税（全税）の滞納がないこと。
- (5) 募集開始日（公表日）において、大洲市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成17年大洲市告示第106号）の規定による入札参加資格停止等の処分を受けていない者であること。
- (6) 大洲市暴力団排除条例（平成24年条例第23号）第2条第3号に掲げる暴力団員等又は同条第4号に掲げる暴力団密接関係者と認められる者でないこと。
- (7) 過去5年間に於いて、当該業務に類似する契約履行実績を有していること。

5 プロポーザル実施スケジュール

公募型プロポーザル実施公告	令和7年3月17日（月）
実施要領等に関する質疑受付	令和7年3月24日（月）17時（必着）
実施要領等に関する質疑回答	令和7年3月27日（木） （大洲市ホームページに掲載）
参加申込書の提出期限	令和7年4月1日（火）17時（必着）
参加申込者の確認結果の通知	令和7年4月3日（木）
企画提案書の受付期間	令和7年4月3日（木）から 令和7年4月15日（火）17時（必着）
企画提案書の審査	令和7年4月21日（月）【予定】
審査結果の通知日	令和7年4月下旬【予定】

6 参加手続き

(1) 実施要領・仕様書等の確認

① 公表日

令和7年3月17日（月）

② 公表方法

大洲市公式ホームページ

③ 入手方法

本プロポーザルに係る実施要領等の関係書類は、下記の大洲市ホームページからダウンロード可能です。また、市民福祉部 健康増進課でも配布します。

URL：<http://www.city.ozu.ehime.jp>

④ 質問の受付及び回答

1) 質問方法

実施要領、仕様書等に係る質問は、質問票（様式1）によるものとし、電子メールにより提出してください。なお、質問書提出後には、必ず電話により受信確認を行ってください。

2) 受付期間

令和7年3月17日（月）9時から令和7年3月24日（月）17時までとします。（ただし、受信確認は、9時から17時まで、土日祝日を除きます。）

3) 提出先メールアドレス及び受信確認先電話番号

健康増進課 E-mail : kenkouzoushinka@city.ozu.ehime.jp

電話番号：0893-23-0310（直通）

4) 回答方法

令和7年3月27日（木）以降に大洲市公式ホームページに質問とともに掲載します。

(2) 参加申込参加申込書の提出

① 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び大洲市契約に関する規則等の各規定を理解した上で、次のとおり必要書類を提出してください。

- 1) 参加申込書（様式2）
- 2) 業務受託実績書（様式3）
- 3) 会社概要（任意様式。パンフレット等でも可）
ただし、大洲市一般競争（指名競争）入札参加資格登録済の事業者については下記4)～9)書類は提出不要とする。
- 4) 法人にあっては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）の写し
- 5) 商号登記している個人にあっては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）の写し
- 6) 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）
- 7) 市内に本店又は営業所を有する法人にあっては、直近年度の市税（全税）及び国税（法人税、消費税及び地方消費税）、市外に本店又は営業所を有する法人にあっては、直近年度の国税（法人税、消費税及び地方消費税）の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）
- 8) 個人にあっては、直近年度の市税（全税）及び国税（所得税、消費税及び地方消費税）の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）
- 9) その他必要と認める書類

② 提出期限

令和7年4月1日（火）17時必着

③ 提出場所

〒795-0064 愛媛県大洲市東大洲 270 番地の1 大洲市総合福祉センター2階
大洲市 市民福祉部 健康増進課

④ 提出方法

郵送又は持参

※ 郵送による提出の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできません。

⑤ 提出部数

提出書類各2部（正本1部、副本1部）

⑥ 参加資格確認結果

参加申込書提出者に対し、参加資格審査結果を通知します。

(3) 企画提案書等の提出

① 提出書類

本プロポーザルの参加者は、次のとおり企画提案書等を提出してください。

なお、企画提案書の審査は匿名で行うため、各様式の表紙以外のものについては、企画提案書の内容に参加者が特定できる名称・記号・商標等を記載しないでください。

1) 企画提案書表紙（様式5）

2) 企画提案書

ア 当該業務の管理責任者調書（様式6）

イ 当該業務の業務実施体制図（様式7）

ウ 当該業務の実施方針及び手法（様式8）

○ 本業務にどのような方針で臨むのかを記載してください。

○ 「7選定方法等(2)審査項目」のうち現状認識・基本理解、提案内容に沿った提案書を作成してください。

○ 仕様書に基づき、業務内容について具体的な提案書を作成してください。提案者独自の優れた提案があれば積極的に提案してください。

※ 様式8に付す提案書はA4、両面印刷 20 ページ以内、カラー印刷可、長辺綴じとしてください。

エ 当該業務の工程表（任意様式）

3) 見積書及び内訳書（任意様式）

本業務に係る経費の積算額とその内訳を記載してください。（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

② 提出期間

令和7年4月3日（木）から令和7年4月15日（火）まで

（受付時間帯は、土日祝日を除く9時から17時までとします。）

③ 提出場所

〒795-0064 愛媛県大洲市東大洲 270 番地の1 大洲市総合福祉センター2階
大洲市市民福祉部 健康増進課

④ 提出方法

郵送又は持参

※ 郵送による提出の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできません。

⑤ 提出部数

提出部数は、正本1部、副本7部とします。紙媒体に加えCD-R等に格納した電子データも併せて提出してください。また、副本には会社名を記載しないでください。

(4) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書等を提出した事業者を対象に、提出書類に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを行います。

7 選定方法等

(1) 選定方法

提出された書類について、大洲喜多地区医療機能最適化検討業務委託プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）が、次項(2)の評価基準に基づき審査し、当該業務の履行に最も適した契約の相手方の候補者（以下、「特定者」という。）を特定する。

(2) 評価基準

○ 審査項目

審査項目	配点	審査の観点
現状認識 ・基本理解	10	大洲喜多地域の2次救急医療体制の現状及び2次救急医療機関に関する基本情報を理解しているか。
	10	事業の目的及び内容に関する理解が十分にあるか。
提案内容	20	大洲喜多地域の2次救急医療の現状を鑑みた課題の抽出方法は適切か。
	20	将来の2次救急医療機能等の確保策の検討に関しては、客観性に基づき、具体的かつ現実的な手法が検討された提案であるか。
	20	企画提案に、当事業の効果を高める独自の提案が組み込まれているか。
事業遂行能力	10	十分な受託実績を有しているか。
	5	事業を遂行するための能力、実績、体制を有しているか。事業スケジュールは合理的に示されているか。
	5	質問に対し、的確な回答を行っているか。
合計	100	

○ 得点算出方法

評価	評価の内容	得点化方法
5	当該評価項目において内容が魅力的であり、実現性及び効果が高い。	配点×1.0
4	当該評価項目において内容が適切であり、実現性が高い。もしくは効果が高い。	配点×0.8
3	当該評価項目において内容は適切であるが、実現性は低い。もしくは評価が低い。	配点×0.5
2	当該評価項目において内容が不適切であり、基準に合致しない。	配点×0.3
1	当該評価項目において示した内容が提案されていない。	配点×0.1

(3) 審査委員会（プレゼンテーション及びヒアリング）の実施

企画提案書の内容について、審査委員会（プレゼンテーション及びヒアリング）を実施する。参加者は企画提案に係るプレゼンテーションを行っていただきます。

① 日程 令和7年4月21日（月）午後2時～【予定】

※詳細については、企画提案者に別途連絡します。

② 場所 大洲市内

③ 出席者 3名以内（主たる説明は本業務の主担当者が行うものとする）

④ 実施時間 30分（提案説明20分以内、質疑応答10分程度）

⑤ 説明資料 提出された企画提案書により説明することとし、追加資料の提出は一切受け付けません。

⑦ プレゼンテーションに要する資料は提出した企画提案書等のみを使用してください。

⑧ 審査委員会の詳細は別途文書で通知します。なお、応募者が1社の場合でも、優れていると認められた場合は特定者として選定します。

⑨ 応募が多数の場合は、審査委員会委員長の一任のもと、書類選考を実施し、書類選考通過者に対して、必要に応じて審査を行うものとします。書類選考の評価基準は前述のとおりとします。

⑩ 選定結果は、審査対象者全員に文書で通知します。

(4) 特定者の選定及び結果通知

① 失格者を除いたもののうち、(2)の総合点が最も高い者を、契約の相手方候補者として選定します。

② 最高点の者が複数の場合は、金額の最も安価な者を契約の相手方候補者として選定します。

③ 以上に関わらず、総合点が60点未満の場合は、候補者として選定しません。

(5) 失格要件

以下の場合には、審査委員会において審査の上、失格とします。

① 企画提案書類に虚偽の記載・申告がある場合

② 企画提案書類に記載された配置予定職員・技術者が、担当できないことが明らかになった場合

③ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合エ その他、審査委員会において不適當と認められた場合

8 審査結果

審査結果は、令和7年4月下旬に、大洲市公式ホームページで公表するとともに、プロポーザル参加者全員に「審査結果通知書」を電子メール及び文書で送付します。なお、審査結果等についての異議申し立ては受け付けませんので、あらかじめご了承ください。

9 契約に関する事項

(1) 提案内容の調整

受託候補者の企画提案書等の記載内容が、原則として契約締結時の業務内容となりますが、本業務の目的達成のため、受託候補者との協議により、内容を修正・変更する場合があります。

(2) 契約の締結

選定された受託候補者との協議が整い次第、大洲市契約に関する規則（平成17年大洲市規則第54号）に基づいて契約を締結することとします。なお、受託候補者との契約締結ができないと判断した場合は、評価点の次点者と契約締結に向けた交渉を行います。

10 提出書類の取扱い

(1) 提出された全ての書類は返却しません。

(2) 提出後の差し替え及び追加・削除は一切認めません。

(3) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には利用しません。

(4) 市が追加資料の提出を求めることがあります。

11 情報公開及び提供

市は企画提案者から提出された企画提案書等について、大洲市情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとします。ただし、業務を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があります。

なお、本プロポーザルの受託候補者決定前において、その決定に影響が出るおそれがある情報については、決定後の開示とします。

12 留意事項

(1) 失格事項

参加申込書、企画提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提出書類の全てを無効とし、その者を失格とします。

① 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合

② 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合

③ 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

④ 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

⑤ 説明会又はヒアリング等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

⑥ 見積金額が実施要領に示している事業規模（提案限度価格）を超える場合

⑦ 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合

⑧ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

(2) その他の留意事項

その他の留意事項は次のとおりです。

- ① 企画提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とします。
- ② 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。この場合において、本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできません。
- ③ 企画提案書は、1事業者につき1案とし、複数の提案はできません。
- ④ 提出された参加申込書、企画提案書等は返却しません。
- ⑤ 提出期限後における参加申込書、企画提案書等の差し替え又は再提出は認めません。（市からの指示があった場合を除く。）
- ⑥ 手続きにおいて用いる言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とします。
- ⑦ 参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに書面（様式10）により、担当課へ届け出てください。
- ⑧ 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。ただし、市が受託候補者の選定に必要な範囲において、無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。また、情報公開請求があった場合は、大洲市情報公開条例（平成17年大洲市条例第10号）に基づき公開することがあります。
- ⑨ 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。
- ⑩ 企画提案書に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、生じた責任は企画提案書の提出者が負うものとします。
- ⑪ 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負いません。

13 問い合わせ先

所在地 〒795-0064 愛媛県大洲市東大洲270番地の1
担当部署 大洲市市民福祉部 健康増進課 医療政策係 担当 和田
電話番号 0893-23-0310
FAX 番号 0893-23-0311
E-mail kenkouzoushinka@city.ozu.ehime.jp